

通勤手当の誤り

対象受 検機関	検出事項				是正を求める事項	措置の内容
寝屋川 高等学 校	<p>所属は、JRおおさか東線新大阪－放出間新線開業に伴う通勤手当について、所属職員の通勤認定を確認し、新設される駅を利用することが「最も経済的かつ合理的」と判断される場合は、該当する職員に申請を促し、認定経路の変更を行わなければならないが、変更が行われていないものが1件あった。</p>				<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、その原因を確認し、所属のチェック体制の強化や通勤手当に関するルールの周知徹底を図ることなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>是正を求められた事項について、認定経路の変更とともに通勤手当の訂正を行った。 訂正に係る差引支給額については、令和3年1月支給分にて反映済みである。 なお、事務室内で指摘事項について周知を行うとともに、通勤認定処理を行う際にダブルチェックを徹底することとし、チェック体制の強化を図った。</p>
職員	通勤手当認定	算定基礎となる交通機関等の利用区間		通勤手当額 (6ヶ月)	<p>【職員の通勤手当に関する規則】 第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p> <p>【JRおおさか東線新大阪－放出間新線及び嵯峨野線「梅小路京都西」駅開業等に伴う通勤手当の取扱いについて（平成31年3月15日教職企第2488号教職員企画課長通知）】 職員が新設される駅を自宅最寄駅や勤務公署最寄駅として利用する場合や新線を経由する場合は届出が必要となりますので、該当する職員に届出を促していただきますようお願いします。また、所属職員の通勤認定を確認していただき、新設される駅や路線を利用することが「最も経済的かつ合理的」と判断される場合には、所属において認定経路の変更をお願いします。</p>	
A	認定されていた経路	JR	鳴野～京橋 京阪 京橋～寝屋川市	76,910円		
	変更後の認定経路	JR	鳴野～JR野江 京阪 野江～寝屋川市	74,590円		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年12月16日）